

令和3年

第1回東栄町議会定例会 会議録

(第3日)

令和3年3月11日(木)

令和3年第1回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年3月11日(木) 開会 午後 2時45分  
散会 午後 3時35分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

<u>1番 伊藤芳孝</u>	<u>2番 森田昭夫</u>
<u>3番 山本典式</u>	<u>4番 浅尾もと子</u>
<u>5番 加藤彰男</u>	<u>6番 伊藤真千子</u>
<u>7番 伊藤紋次</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務会計課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	地域支援課長	伊藤知幸
医療センター事務長	前地忠和	住民福祉課長	伊藤太
経済課長	夏目明剛	事業課長	原田経美
教育課長	栗嶋賢司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 亀山和正 書記 神谷純平

## 令和3年第1回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

日程第1 議案第29号 東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第2 条例制定改廃請求代表者への意見を述べる機会の付与について

----- 開会 -----

**議長（原田安生君）**

ただいまの出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただいまから本会議を開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。

----- 議案第29号 -----

**議長（原田安生君）**

日程第1 議案第29号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

議案第29号東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、令和3年2月25日地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定により東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する請求を受理したので同条第3項の規定により別紙のとおり意見を付して議会に付議する。令和3年3月11日提出、東栄町長村上孝治。一枚はねていただきまして、東栄町医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正する条例案、これは請求代表者から出た条例案でございます。次が請求書でございますのでお目通し等お願いをしたいと思います。次のページが愛知県北設楽郡東栄町条例制定（改廃）請求署名収集証明書であります。ここに記述あるとおりであります。令和3年2月24日愛知県北設楽郡東栄町条例制定（改廃）請求代表者は愛知県北設楽郡東栄町大字[REDACTED]、西谷賢

治、生年月日昭和 43 年 ■月 ■日、性別は男であります。それでは地方自治法第 74 条第 3 項の規定に基づく意見書を読まさせていただきます。この度、条例改正直接請求によって法定数 55 人を上回る有効署名数 977 人の署名があった事実につきましては厳正に受け止めております。東栄医療センターの前身である東栄町国民健康保険東栄病院は昭和 36 年に 30 床の病床でスタートしました。その後昭和 39 年には救急告示病院に、昭和 48 年には現在の本館を建設し一般病床 54 床、伝染病床 16 床の 70 床の病床としました。昭和 50 年にはへき地中核病院、昭和 56 年には二次救急病院、昭和 62 年からは人工透析も開始しその使命を果たして参りました。その後、平成 11 年に療養型病床を導入し、平成 19 年 4 月からは指定管理者制度により公設民営化（一般 40 床、療養 30 床）とされました。平成 20 年には療養病床を 29 床、さらに平成 22 年にはその療養病床を看護師の不足により老人保健施設に転換をしております。平成 26 年 4 月からは更なる看護師不足により夜間の救急外来を午後 7 時から午前 8 時 30 分の間の制限を始めました。平成 27 年 6 月には介護職不足を主因として老人保健施設を休止し、翌年の平成 28 年 3 月には廃止をしました。平成 30 年 4 月には公設公営に戻し、翌年の平成 31 年 4 月からは東栄医療センター（19 床の有床診療所）として救急告示も取り下げております。令和 2 年 3 月で人工透析についても今後のスタッフ確保の目途が立たず安全に継続的に行うことができないことから中止とさせて頂いております。このように様々な変革を経て使命を果たしてきた東栄医療センター（東栄病院）は医療従事者不足、患者数の減少、施設の老朽化、収支の悪化による診療機能の見直しと新施設の建設が大きな課題となっていきました。そのことから平成 30 年 3 月（同年 12 月一部修正）がございましたが「東栄医療センター（仮称）等施設整備基本構想、基本計画」を策定し、今後の医療を展望してきたところでございます。時代と共に出来るよう行ってきた東栄医療センター（東栄病院）でございますが、今後も地域の実情に合った運営を行うべきであると思っております。今回の条例改正の趣旨は入院医療、人工透析、救急の各医療の継続または再開を求めものであり、署名された皆様の心情は理解できるところでございます。しかし今回の請求による入院医療、人工透析、救急医療の実施につきましては人口 3000 人余りの小規模な町のみでの実施は仮に議決され条例改正がなされても人員上また財政上も継続実施できない状況にあると考えております。今後は東三河北部医療圏さらには東三河南部医療圏も念頭に置き、東栄町の医療を考えるべきであろうと思っております。実施できないことを踏まえれば請求者を始め住民の皆様には何ら利益にならないことも事実でございます。さらに現在、医療の現場で頑張っている医師、看護師等をはじめとする医療従事者に対し相当の圧力となることも否めません。これにより現従事者が東栄医療センターを離れ、現在行なっているかかりつけ医としての機能（在宅療養支援診療所）が果たすことができない危険性をはらんでいることを危惧しております。また、現東栄医療センター及び下川診療所で行われている外来の機能および医療、介護、福祉の連携による在宅

医療介護を推し進め新医療センター（仮称）等建設後も継続して行うことが最善であると確信しております。以上のことから本件につきましては条例改正の意義はなく利益もないことから必要性がないと考えております。議員各位におかれましてはこれまで申し上げた意見を踏まえ慎重にご審議を頂けますようお願いを申し上げます。次に請求者から提出のあった2枚目にあります条例（案）について問題点及び字句等の意見を申し添えます。まず1つ目が、3条の見出しが改正されていないため見出しを改正する必要がございます。同条の見出しは「診療科目」となっていますが病床数は診療科目ではないため「診療科目及び病床数」と改正すべきと考えます。2つ目が第3条第1項に「及び病床数」を加え、「及び病床数は次のとおりとする。」とした場合第2項にまでかかるものではないため以下のとおり修正すべきと考えます。第3条第1項に「及び病床数」を変える必要はなく第2項を加えれば足りることとなります。3つ目、第4条へ第7号と第8号を加える改正の字句については次の方が適切と考えます。「(7) 人工透析を行うこと」を「(7) 人工透析」、「(8) 休日、夜間の救急患者に対する応急の医療を行うこと」を「休日夜間の救急医療」、4つ目が施行期日が未記載ですので施行期日の記載が必要と考えます。令和3年3月11日東栄町長村上孝治。以上です。よろしくお願いいたします。

**議長（原田安生君）**

説明が終わりました。本日はこの議案の上程ということでよろしいでしょうか。はい、質疑。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

異例の抜き打ちでの提案にまず驚いております。今朝来た時にですね私が議会に来る1時間前の9時から議会運営委員会が開かれていたということを教えられました。その際に議運の資料も頂きましたけれども決定の詳細っていうのはその場では伺っておりませんでした。この間、2年間議会運営委員会の日程というのは議員に事前に知らされておりました私は欠かさず傍聴を続けてまいりました。今回傍聴者である議員を排除して議会運営委員会を行ったということは異例の事態だと考えます。不透明な運営を指摘しておきたいと思います。さらに通例3日前に東栄町の先例集によれば3日前に配布されるはずの議案がですねこれは先ほど配られました。ほんの数分前ですけれどもなのでこの議案を十分審議しておらず本来であれば十分な質疑を行うべき本会議の提案の日ですね私は十分な質疑を準備することができなかったという

こと本当に残念に思っています。今回の提案、民主的な手続きを欠いていると私は考えますが、このようなやり方で署名を集めた町民の皆さん、また署名を書いた町民の皆さん 1000 人近くの方の納得は得られると思いますか。町長に伺います。

**議長（原田安生君）**

質疑はですね、今日上程されて最終日にもしかできるのであればやりたいと思っておりますが、これから皆さんにお諮りをするんですが、今日上程をさせて頂いて、ていうのはこれ自治法上急な議運の招集をかけまして大変申し訳なかったんですが、自治法上の問題がありまして告知も必要です。そして請求代表者の意見陳述、それもいつやるかっていうことをお伝えもせにゃいかん、そういう運びとなっておりますのでこれは一応自治法上の関係がありまして今日の上程ということになったということ。仮にこれの審議はできれば最終日までになんとかできればと思っておりますが、先ほどの議運の中ではそういう運びの話だけでありまして出来れば皆さんにお諮りしたいのが最終日にこの追加の日程を加えて審議をしてという予定でおりますがそれにご異議ございませんか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

**4 番（浅尾もと子君）**

今からなら月曜日の委員会にも十分間に合うかと思っておりますので常任委員会で議論するべきではないでしょうか。

**議長（原田安生君）**

これは、提出者が西谷賢治さんです。その方は委員会には出ませんので、誰が質疑をして誰が答えるんですか。

（「議長、4 番」の声あり）

はい、4 番。

**4 番（浅尾もと子君）**

全国町村議長会議事調査部によりますと参考人としてですね請求代表者を召喚することができます。それは議会の判断でありますけれどもそしてこの議案を提案するのはあくまで町長でありますので執行部に対する質疑は当然に許されるという説明を受けております。ですので、本日の質疑も当然許されると考えております。

**議長（原田安生君）**

本日の質疑は質疑を認めておりましたので、ただこれを今日上程して最終日に質疑もちゃんとやりますので、質疑をして最終的に討論して採決という順序でいきますので、それでは不服ということですか。

(「議長、4番」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

はい、4番。

**4番 (浅尾もと子君)**

1076人の方の署名、有効と判断されたのは977人でありましたけれども、その皆さんのやむにやまれぬ思いを議論するのが、たった1日ということが適正とは私には思えません。委員会で議論するべきだと考えます。

(「議長、2番」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

はい、2番。

**2番 (森田昭夫君)**

いろいろ意見はあるようですが、私も、何も、いわゆる議運、議会運営委員会、参加してませんし、ある意味、浅尾議員と私は1番ペーパーですので言ってみれば知らされてない。けども、それは議会の運営方法であって、別に私に知らせる必要も何もないんですよ。それは通常当たり前の事で議員全部集めて議運なんてこの場では8人しかいないもんですから、もうほとんどの人が集まってやってるもんですからちょっと今の制度とちょっとかけ離れたところもあるんですが、日本の国の制度の決まりが決まりですので議運は開かにはやならない。となると8人おるうちの6人は集まってやってるわけですので、知らなかったのは正直、私と浅尾議員だけ。ですが、ですから知らなくても当然だと思うんです。以前から議運に入って傍聴してたと、私も全部聞いてたとは初耳なんです、となると今までの議会の進行やあり方が全く知らずに出てきたというのは私だけだなど、こう思ってます。ある意味情けないのかもしれませんが、それはそれで日本の国の政治の民主主義のなりわいですので、いちいちまたその議運をいついつやりますからって関係のない人にまで知らせなにはやならんことかどうか、何も知らせる必要がないんじゃないのかなあと、むしろ議運が終わった後にご丁寧にもこんなことをやりましたってこのごろ資料を送ってくれるようになったんですね。ばか丁寧に。以前はもらわなかった。もちろんもらわないのが当たり前だったんですね。ですから今日突然、議運をやったって事情が事情ですから、それは仕方のないことであって当たり前のことなんです。やっぱり事務的に色々追いつかな

いことありますからそれは仕方のないことで急きょこうやって提案すると上程するというはあって当たり前のこと、むしろ私は今までこれはちょっともうちょっと調べないとわかりませんが、むしろ私が思うのは最終日によく追加提案あげますよね、それでも良いんじゃないかなあというふうに思うぐらいなんです。本当に今ここでこうやって議会開かにかいかんのかなと、私はこういう経験をしたことがないですし、これを勉強したこともないもんですから、これをこうだというふうに、言う事もできませんので、全く曖昧でどうにもわからないところもあります。正確なことは申し上げられませんが、本来なら最終日に追加提案でも十分いけることではないかなあと思います。ただ、自治法上どうのこうの、さっき何度もくどいようですが、勉強してませんのではっきりしたことはわかりません。もう少し私も勉強させていただきます。したがって、最初の議会の開会日に、もう議運の日程、議事日程はずっと公表してあるわけですよ。議決して決まってるわけですよ。今度の月曜日は、委員会、次は休会、その次に最終日程は出て、間に休みが入ってますよね。この休みだって、もうそれは公表して出したわけですから、ですから予定通り 17 日の日に今議長が言われたとおり最終日に追加提案、ここで追加提案するわけか。ですから、最終日に、最後にこのこと議案について、審議すべきだと。むしろあえて言うなら、どれだけ 1 日 2 日で長くやりやあ良いいっていうものじゃないんですよね。やっぱり集中的に内容の濃い審議をすべきだと思います。あえて言うなら、977 人もの署名があった非常に重い署名でありますので、このことについてのみ、やっぱり本会議の中では何回か質問をさせてもらえるといいなということをお願いをしておいて、これは希望、お願いで、自分で今日見て、思いついたことを 1 回、余り 3 回もできないというのは聞きたい方が先に書き出してお渡しをします、ぜひとも、17 日予定どおり最終日に審議をいただきたいというふうに思います。

（「議長、3 番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、3 番

**3 番（山本典式君）**

私、資料をいただいたのは、議運で資料いただいた中で読むと、私も初めてのケースですね、森田議員と同じように、ちょっと欠けるところがあると思います。2 月の 25 日に請求代表者が条例制定請求書を町長に出したと。それでそのあとの米印、これは議運だけが持つてるかもしれませんが、請求を受理した日から 20 日以内、要するに 3 月 17 日までに町長は議会を招集し意見を付けて条例を議会に付議すると。これは自治法で決まっておると。だから僕、結論だけ言うと、議会も 1076 名ですからその重みを感じないかんですけども。まず受け取った町が、議会を追い込んでの



日程をとろうとすること。この気持ちが私は分からないんですよ。町から出てくれればいつでも議会審議に応じるわけですよ。だから私が議運の委員長として昨日連絡あったんですよ。これで議長と相談してもう日程詰めてくるとこれしかないじゃないかと、だけど私言いましたよ。請求代表者はこれ自治法で決まっって必ず呼んで意見陳述せにゃいかんと、だから相手の都合もあるとそこまで考える必要がなかったかどうかわかりませんがそういうことは議論したんですよ。だけどそうすると3月17日までには結論が出ると、そういう中で1時間の中でそういうことも含めてケースとしては初めてのケースですので意見色々なやりながらこういった場合こうだと言うようなことを委員全員がやったんですけども今私考えるとこの空白の時間って町の方向何やとったんですか。私はこういう言い方するんですけど議会追い込んでの日程を取ろうとすると、そういう気持ちはなかったわけですか。今更言ってもしょうがないですけど、追い込まれた議会としてはこの日しかないですよ。どうですか。

**議長（原田安生君）**

どういう質疑ですか。

**3番（山本典式君）**

要はここにあるように2月25日の請求代表者が条例制定請求書を町長に提出したとあるんですよ2月25日に出したと町に、請求を受理した日から20日以内に町長は議会を招集し意見を付けて条例を議会に付議するとあるんですよ。そうすると僕はもっと早くも出せたんじゃないかなと2月25日に出してるもんね。これ見るとそれと昨日の3月10日に出てきたんです。議会招集をお願いしたいとそうすると町は1か月、1か月もないかもしれませんが、その間はずっと早く出して、簡単に言えばもっと早く出して議会で議論してもらんじゃないかとそういう気持ちがあればもっと早く出した訳じゃないですか。私が知ったのは昨日なんですよ。そうするとあと3月17日まで議運でもその日程をとらざるを得んじゃないですか。そこら辺の考え方って町はどういう考え方だった。私もちょっと落ち度があるかもわかりませんがそういうことですよ。

**議長（原田安生君）**

はい、町長。

**町長（村上孝治君）**

まず1点、今までのこれが、条例として私のところに本請求をあげていただきました。今言ったとおりであります。25日ですが。その間のいきさつはまだ審議終わっておりませんのでいろんな経過を踏まえて、最終的には、非常に一般質問でも私お答え

しましたが直接請求にかかる経過については、しっかり御報告をさせていただきたいと思えます。しかしながら、これを受けてですね、25日受けて、我々はそこから、先ほど言いましたように意見書を付けながらですね最終的に整ったから、議長にお願いしたという状況であります。したがって、3月議会は先ほど森田議員が言ったように、会期中でありますので、その中で17日までの期間があるわけですね20日間。だから、最終日に出してもいいわけですよ。だから整った段階でお願いしたということじゃないですか。

何度も言われる趣旨がよく理解できません。

(「議長、3番」の声あり)

**議長 (原田安生君)**

はい、3番

**3番 (山本典式君)**

分からんわけないでしょう。2月25日町側だってその自治法調べてるんじゃないですか。全然わからんで書類やって、右左へ置いとくわけじゃないんでしょう。請求書が2月25日と書いてあるんですよ町側へ、違いますか。私も書いてあるのを読むと請求を受理した日から20日以内に議会を招集しなければならないってあるんですよ。私、先ほどの議員さん、議員のほうから質問あったのが、もっとほかの日も取れた、十分議論する必要があったんじゃないかっていうもんですから、私は議運の委員長として、今も、8日じゃなくて初日に出るって新聞には書いたったんですよ、私は初日に出るかと思ったんです。だけど、もし私の言ってることが違ったら私はこれ資料に基づいて言ってるんですけど。それだもんで議会を追い込んで、いやそう、いやいや先ほど議論を十分したいという議員もおったし、そう。だから日程的に、取るならもっと、十分な日を取れるっていう、そういう、何ていうかな、気づかいはなかったかっていうことです。1076の、1076名の重みを感じないんですか。

**議長 (原田安生君)**

はい、2番。

**2番 (森田昭夫君)**

申しわけないですか。3番のいう事余り理解してないんですが。ちょっと一言、3番議員に私からもちょっとお聞きしたいんですが。代表者に意見を述べる機会を与えなければならないと先ほど資料もらったんですが、これは何ですか、先ほど今、3番の話聞いてくと、意見を言わなきゃいけない、そういう場を聞かなきゃいけないというふうなふうに、どうしてもおらなきゃいかんというふうに聞こえたんですが、こ

これは、この文言は、機会を与える、話をしたかったらどうぞとって、いや書いてある通りだからどうぞそのままといえば、別にそれで済むということなのか。それとも、いやどうしてもそこへ出てきて、話をしにやあならんものなのか、ちょっとここんところ、理解ができてないんですよ。ちょっと3番の先ほどの話だとそこへ請求者が来て、話をせにやならんというふうにちょっと私そういうふうに関わったものから。これは聞き方が違ってるのかなど。ちょっと一つ確認したい。

（「議長、3番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、3番。

**3番（山本典式君）**

今、森田議員も、そういう話をして、ちょっと私も本専門的にはあれなんですけど、私がもらった資料には、代表者に意見を述べる機会を与えなければならんという直接請求の中に書いてあるんです。私はこれは、絶対に代表者の都合が悪くて欠席しても、良いんだっちゃん意味じゃないって私は解釈して今言ってるんですよ。そこら辺どうでしょうかね。欠席でもいいわけですか。

**議長（原田安生君）**

あのこれは代表者に対して意見を述べるを与えるということですので向こうがそれは必要ないですと言われれば無し。はい、そういうそういう文面です。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

**3番（山本典式君）**

議長は今言ったんですけど、それは向こうが断れば別の話ですよ。でもこういう差し迫った日を代表者ね、そう言っちゃいかんけど私聞く話だと人工透析やっ取るだそうなんです。ですからそういうことを考えるともう他の日、何て言うかわからないんですけど、議運の時もそれが出て、話し合った結果、やっぱしどうしても17日に出たくても出れんという都合をどういうふうにかと。まずは3月17日に設定して、本人から聞かにや、何が何でも出て言いたい、言え3月17日やれるんですからいいんですけども、そうでない場合はどうするかというような話もしたんですよ。これはそういう意味の上において、意見を述べる機会を与えなければならんという条文の解釈は、やっぱし、その人がやりたくてもやれないって日を設定しちゃうと、この法律違反になりやへんかなって思うは僕だけだったかどうか分かりませんが、そういう危惧があったものですからいろいろな短時間の中でいろいろ、議

長もちろんおったわけなんですけど、そういう解釈の上で考えると、そういうふう  
に相手が都合悪いっていうことがあった場合には、町長はそういうこともあるという  
想定の中で2月25日から20日以内の間で出さなきゃならんっていうことになれば、もっ  
と前に出せたんじゃないんですかっていうこと。

（「議長、2番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、2番。

**2番（森田昭夫君）**

今の話の中で不思議に思うのは、その意図的に、例えば意見陳述をしたいと思う方  
が、この人はどうしてもだめだと、この日はこの人は動けんぞということを、我々議  
会の方が承知してて、いやこの日にやるんだと。意図的にやったとするなら、これは  
非常に問題だと思うんですが、それは、非常に出てこないようにさせたっていうよう  
な、意図的なものになると、非常に問題があると思いますが、そうじゃなくて相手方  
の都合を、聞いてこの日は良いですかあの日が良いですか。彼らを相手の都合に合わ  
せて、我々動いているわけじゃないんですね。全体的に、役所から、我々もこの日程  
に合わせているんなことも動いてるわけです。その人が全ての何もかも動かしてて  
るわけじゃないんです。だから、その方は、どうしても意見を述べたければ、その日に  
合わせるしかないと思うんですよ。何もその人のご都合を聞くまでの事がない。ただ、  
意見を述べる機会を与えるということですから、言いたかったらだからこの日にどう  
ぞと言えればいいだけの話で、何もそんなごちゃごちゃやる普通話じゃないんじゃない  
のかなと。こんなふうにも思います。

（「議長、3番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、3番。

**3番（山本典式君）**

先ほど私は議長が、相手がいいよと、やらないよって言えばって言ったので、それ  
はやらないって言えばやらなくていいわけですよ。だけど、私はここの条文の解釈が、  
今森田議員が言ったように与えなければならんって書いてあるんですよ。ならない  
って。そこをどう解釈するかということです。

**議長（原田安生君）**

先ほどの議運の時に、私もちょっと口を挟ましていただいたが、まずはこれで、我々は、ここで17日、最終日に、追加の提案も審議するということを決めていただければ、通知ができるということなんです。その時に、議運の時に言ったのは、通知したけども、その方が、代表者が、その日が都合が悪かって言ったときには、議運を開いて、調整したらどうですかっていうことを私は言ったつもりでおったんですけども。その前の日が空いているのであれば、そんな話もしたけども、本来は、ここで日程を決めて、通知ができるということをまずしていかないと話は進みませんので、その辺よろしくをお願いします。

（「議長、3番」の声あり）

はい、3番。

### 3番（山本典式君）

わかりました。そうです。確かにそういう、議長とも話して3月17日とにかく決めるんだと。そういう中でどうしても都合が悪ければ、他の日にするという確かにそういう話もしたんです。ただ僕は、ほかの議員さんとかちょっといろんな話をしたんです。昨日出てきたものを、そんだけの日程で消化するのはこういう方法しかないよって僕は委員長として言いたかったわけです。もっと早く出せば、25日に受け取っとるもんですから、もっと早く出せばこっちもいろんな日を設定できたんじゃないか。結局です。

（「議長、5番」の声あり）

### 議長（原田安生君）

はい、5番。

### 5番（加藤彰男君）

今の議論のある意味で確認性っていうことですけども、いわゆる自治法のところですね74条のですね、その4項のところでは、議会は今回の付議された事件のですね審議に当たっては、政令で定めるところに第1項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならないと。つまり議会に義務を課しているわけですよ。これが一つある。だから、与えなくてなきゃならないということは最大限その場をどう議会は保障するのかっていうのが問われていると。しかし、一方でですね政令の定めるところにおけるという点では、まさに今日のこの場なんですけどここで、どの日をどういう設定で行うか、つまり、意見陳述の機会の時間と場所をですね告知しなくちゃいけないというプロセスがあるわけですから、今議長言われるように、議会としてこの日というふうに決めたところをまずお伝えして、それで、代表者の方が都合悪いときは、今度は議会のほうは、これを調整しなくちゃいけないわけですよ。つまり、最大限、義務

としてこの意見陳述の場をですね、保障するというために、議会が努力すると。そういうプロセスですから、今のところは、どの日で告知するのか。その中で、請求者の方がどういうふうに御都合があるかないかということ、次の段階で、反応というか理解すると、そして調整つかなければ再度議会として、その方が出れる時間の調整に当たるという義務があるという、そういう理解でいいかと思います。

（「議長、2番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、2番。

**2番（森田昭夫君）**

相手方の都合に合わせるという話なんです、これ大きな組織として大きなものが動いてるわけですね。やっぱり、意見を述べたかったならその時間に合わせるべきなんです。だから、私だって、17日は都合悪いで18にやると、私だって18日都合悪いんです。19日も20日も都合悪いんです。予定が入ってます。ほかの方は私に限らずみんな予定は入ってきてるんです。そういうことで動いてるわけですから、基本的には、絶対とは言いませんが、やっぱり意見を述べたかったのなら、その告知した時間に、時間を合わせて、やるべきと。何もそこで、その人の、ここにも言いたいこと、意見はここに書いてありますんで、これ以上に言いたいことがあるかどうかわかりませんが、あるんだったら、述べるだけ述べられるでしょうけども。普通は言いたいことはほとんどここに網羅されてるんじゃないのかなと思うんですが、やっぱり、意見をどうしても述べたいんなら、その時間に合わせてもらうべきというふうに考えます。あんまり弱腰になる必要もないと思います。仮にですよ、仮にその人の時間が都合悪い。からそこに合わせると、時間を合わせて、その日にやると17日にやるというんだったら先ほど言ったように、これは問題です。恐らくそれはないでしょうから。やっぱり17日にやるべきだと思います。

（「議長、4番」の声あり）

**議長（原田安生君）**

はい、4番。

**4番（浅尾もと子君）**

ここで話してもらちがあきませんので休憩にしてご本人に確認してみてくださいかがでしょうか。都合が良いか悪いか。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（伊藤芳孝君）

条例改正ですね。これは条例改正、議事手続きとしては、通常の条例改正と変わらんとするんですよ。議事手続きとしては違うのは20日間という期限があるっちゃうことと陳述の機会を与えるということ。与えなければならぬと、そういうことだと思います。質疑といってもですね、執行部に対する質疑は、この意見書に対してしかできないと思うんです。意見書に対しての質疑だと思います。そういうことからいってもですね、私は最終日で十分できるんじゃないかなと。そんなふうに思っています。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

4番（浅尾もと子君）

全国町村議長会議事調査部の見解では、町長が示した意見書についての質疑は当然できるということでありましたので、その旨私はなるべく、質疑の場をとっていただきたいと思います。そしてもう1点ですね、このことを町民は知らないわけです。いつ議会が開かれるのか、署名を書いた皆さんは全く知らないわけですね。ですので、これを周知するという事は、真剣に取り組んでいただかなくてはいけないと思います。どのようなスケジュールで考えていますか。例えば今日議決したとするならば、今日これを上程すると決めたのであれば、もうすぐにホームページ、また、そうですねSアラートなどで知らせるとか何かお考えはありますか。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

決まりましたら、本日、議会の中でお決めになられましたら、周知の方法も、また、ホームページだとか、とうえいチャンネルとか、そういったものに載せるかどうかというものを検討していきたいと思っております。

（「議長、4番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、4番。

#### 4番（浅尾もと子君）

載せるかどうか検討ではなくて、通常、議案は、ホームページに載せてますよね。タイトル載せてますので、当然載せるものと考えます。いつ載せるのかということで質問したんですけども、それも検討中だということで、周知に対する意識が弱いのではないかと思います。

（「議長、5番」の声あり）

#### 議長（原田安生君）

はい、5番。

#### 5番（加藤彰男君）

少し整理する必要があると思うんですね。まず一般的に、この直接請求の場合は、1日目と実質審議の2日目というふうに分かれる性格があると思うんですね、まさに今日はこの1日目ということですから。上程がされたということですよ。もう一つの、この1日目にやるべきことは、先ほどの意見陳述の告示をどういうふうにするのかっていうとここまで決めなくちゃいけないわけですね、今日が1回目の終わりだとすれば、その段階は既に確定してる内容あるわけですから、これが上程されましたとか、それから請求者の方に意見陳述を告知しましたとか。この日ですということは言えるわけですからそれは当然、広報されていくべきだというふうに思いますので、まず、初日がどこまで決めるべきなのかということと、実質審議である2日目をどこに設定し、どこにそこに意見陳述来ていただけるかどうかっていうのが次のステップということで、少し分けて論議しないとなかなか進まないと思うんですけど。

#### 議長（原田安生君）

質疑じゃないですね。今皆さんから、いろいろ出されておりますが、日程を決めていきたいと思います。これ、先ほど4番議員さんから、委員会付託をしてくださいというような話がありましたので、皆様にお諮りをいたします。この案件について、委員会付託をするということに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手少数です。少数。挙手少数です。

よって、委員会付託はしないということに決定しました。あと日程ですが、本日追加提案されました日程を最終日に審議を行うということに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。それでは、最終日に行くことといたします。それでは先ほど言いました。請求、代表者への意見を述べる機会の付与について。この件については、先ほどの話の



中では、意見を述べさせなければならないということでございますので、今、手元にその資料がないんです。それは、本日上程されましたので、これで告知をし、代表者にも通知を出すということで行いたいと思いますのでよろしくお願いいたします。あとはですね、その時間なんですけれども、最終日、追加提案は、後ろのほうに行くと思うんですけれども。最終日は、委員長報告と採決になるわけでございますので、いうと、おおよそ午前中に、終われるかと思うんですが、その件がありますので、その日は、午後1時に、午前中で全部やっちゃうわけにはいきませんので、午後1時にその件だけを最後に審議をして、しっかり時間をとってということでございますので、それで行きたいと思うんですが、それに御異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

そのように、取り図らわさせていただきます。それで、意見を述べる方に、時間を決めにやいかんということになっております。何分以内ということで、先ほど議運の中で色々話をさせていただきましたが、大体議運の中では30分以内で意見を述べてもらうというような話になったんですが、それでよろしいかどうか。

（「異議なし」の声あり）

いいですか。以内ということでございますので、30分以内で行うということに決定をいたしました。本日、審議をして、いただきますのは、以上でございます。以上をもちまして本日はこれにて散会といたします。